

2021 April

4

No.854

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

URL:<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 多布施川

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましょう ..... 2
- ・「学生納付特例制度」をご存知ですか? ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・令和3年度の保険料率について ..... 4
- ・健康保険のご担当者様をご登録ください ..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のごあんない ..... 6
- ・失業なき労働移動支援 ..... 7
- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・社会保険の手続は便利な電子申請をご利用ください ..... 8

適用関係届書  
送付先

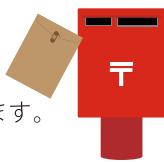
## 日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口ではなく郵送のみでの受付になります。

届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



## 4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましよう



新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

### 資格取得届

#### ■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

#### ■個人番号(基礎年金番号)

個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。

#### ■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます(食事や住居などの現物支給も加えます。)。

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則記入をしないようお願いします  
(コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。)。

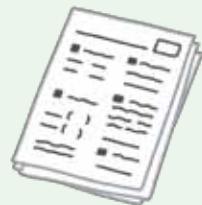
## ③親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

### 被扶養者(異動)届

#### ■被扶養者の該当

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、  
被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。



#### ■被扶養者の非該当

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、  
非該当の届出をお願いします。

※被扶養者でなくなった日について

被扶養者(異動)届の「被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「就職した日」、離婚の場合は「離婚した日」、死亡の場合は「死亡日の翌日」、75歳到達の場合は「75歳の誕生日」を記載してください。

#### ■被扶養者の変更

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等に変更(訂正)があった場合は、変更の届出をお願いします。

## 転勤や引越しなどにより住所が変わったとき

### 住所変更届

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている厚生年金被保険者や国民年金第3号被保険者であれば、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新することとなっているため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則不要です。マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人の住所の変更または住民票住所以外の居所を登録する場合は、住所変更届の提出が必要です。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

# 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、前年の所得が基準以下の学生の方が、将来老齢年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## POINT 1 本人のみの前年所得で審査します

学生以外の方の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合は、配偶者・世帯主それぞれの前年所得についても保険料免除の対象となるか審査しますが、学生納付特例は本人のみの前年所得で審査します。

※在籍する学校が学生納付特例制度の対象校ではない場合は、保険料免除・納付猶予の申請ができます。



## POINT 2 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

学生納付特例期間中に、ケガや病気で障害が残ったときは障害の状態に応じて障害基礎年金を、本人が亡くなったときは遺族（「子のある配偶者」または「子」）が遺族基礎年金を受け取ることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金を納付しなければならない期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	(受給資格期間)	○ 算入されます	○ 算入されます	✗ 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	✗ 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	✗ 算入されません	✗ 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。  
(ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、加算金が上乗せされます。)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和3年4月分保険料の納付期限は**令和3年5月31日(月)**です。

## 令和3年度の保険料率について

### ◆健康保険料率◆

(令和2年度)

10.73% 引き下げ

(令和3年度)

10.68%

### ◆介護保険料率(全国一律)◆

(令和2年度)

1.79%

(令和3年度)

引き上げ 1.80%

**令和3年3月分(4月納付分)から変更となります。**

(任意継続被保険者の方は、本年4月分(4月納付分)から変更となります。)

## 令和3年度 健診のご案内

受診できる健診機関は、協会けんぽのホームページからご確認いただけます。

### ● 生活習慣病予防健診 …35歳～74歳の従業員(被保険者)様が対象

#### 受診までの流れ

① 健診機関に予約

※協会けんぽへの予約は不要

② 健診を受ける



健診対象者は3月下旬に事業所に送付した「健診対象者一覧」をご確認ください。



### ● 特定健診 …40歳～74歳のご家族(被扶養者)様が対象

#### 受診までの流れ

① 受診券(セット券)の受け取り

② 健診機関に予約

③ 健診を受ける

健診当日は以下のものを忘れずにお持ちください。

- ・特定健康診査受診券(セット券)
- ・健康保険被保険者証(保険証)
- ・健診費用(自己負担分)

※事前に健診機関にご確認ください。



受診券は4月上旬に  
「特定健診実施機関一覧表」  
「集団健診のご案内」と一緒に  
ご自宅あてに送付いたします。



健診に関するお問い合わせ… 保健グループ **TEL:0952-27-0615**



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル  
TEL 0952-27-0611(代表)

## 健康保険のご担当者様をご登録ください。

協会けんぽでは、保険料率や制度改正の情報などをご担当者様へ直接、迅速に届けるためにご担当者様（健康保険委員）を募集しております。

今年度よりご担当者様が変更になった場合や、まだ健康保険委員をご登録いただけていない事業所様につきましては、ご登録をお願いします。

## 健康保険委員への特典

- ①健康保険委員限定で季節ごとに健康情報冊子を配布
  - ②研修会に無料でご招待
  - ③登録費・会費などは無料
- 別途用務が発生するものではありません。

### 健康保険委員登録用紙

事業所所在地 事業所名称		
連絡先		
担当者氏名		
健康保険証の 記号・番号	記号 :	番号 :
メールマガジンの 登録(任意)	@ 下記利用規約に同意のうえ、メールマガジンの配信登録に同意する	

#### ご利用上の注意事項(利用規約)

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス（以下「本サービス」という）の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があり、すべての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。2. 本サービスは、無料（通信料金は除く）でご利用になります。3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することができます。6. 本サービスは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。（添付ファイルのついたメールは偽物です。）8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバッケンバーと対比してください。9. メールマガジンの配信については、回線上の問題（メールの遅延、消失）等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバッケンバーをご覧ください。10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。14. 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。



このページをコピーのうえ  
FAXまたは郵送にて  
ご提出ください。

FAX:0952-27-0617

健康保険委員に関するお問い合わせ … 企画総務グループ TEL:0952-27-0612



メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!





令和  
3  
年度

# 社会保険事務講習会のごあんない

## 『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。

【初級編】

地区	日 時	会 場	地区	日 時	会 場
佐賀会場	令和3年4月14日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	令和3年5月17日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	令和3年4月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	令和3年5月19日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和3年4月21日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市二タ子3-155-4)	唐津会場	令和3年5月20日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市二タ子3-155-4)
鳥栖会場	令和3年4月22日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	令和3年5月21日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師●社会保険労務士

## 『高齢者雇用、働き方改革に関する制度の解説』

高年齢継続給付、在職老齢、パート従業員適用拡大などについて学びます。

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者

4月…新しく社会保険の事務担当になられた方 5月…社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 ☎ 840-0816  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

-----<キリトリ線>



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号		
参加希望会場日時	『新任担当者のための適用実務』 ( 佐賀 ・ 武雄 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ) 会場 令和 年 月 日 ( )	『高齢者雇用、働き方改革に関する制度の解説』 ( 武雄 ・ 鳥栖 ・ 唐津 ・ 佐賀 ) 会場 令和 年 月 日 ( )
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ( ) -	
分からぬ部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 在籍出向等により雇用の維持を図る事業主のみなさんを支援します

## —失業なき労働移動支援—

新型コロナウィルス感染症の感染拡大による雇用不安の中、県内雇用の安定を図るために離職者の早期再就職とともに、在籍出向や転籍等の失業なき労働移動を促進していくことが重要となっています。

このため、佐賀県、佐賀労働局及び企業間の出向や転籍を支援する公益財団法人産業雇用安定センター佐賀事務所の3者が相互に連携し、在籍出向等の失業なき労働移動についての認知を高め、丁寧な求人の掘り起こしとマッチングの支援に取り組むこととしました。

### ○ 在籍出向等の相談窓口

コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために人手不足などの企業との間で出向を行う場合に、その取組を支援するため「労働移動支援相談窓口」を開設しています。

この窓口は、佐賀県、産業雇用安定センター佐賀事務所及び佐賀労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、県内6カ所のハローワークに設けられ、産業雇用安定センターの職員が巡回して無料で相談に応じています（※1）。

ご相談可能な日程については、お近くのハローワークにお問い合わせください（※2）。

### ※1 支援スキーム



### ※2 連絡先

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| ○ 公益財団法人産業雇用安定センター 佐賀事務所<br>電話 : 0952-22-7163  | ハローワーク伊万里<br>電話 : 0955-23-2131 |
| ○ 佐賀県内のハローワーク<br>ハローワーク佐賀<br>電話 : 0952-24-4361 | ハローワーク唐津<br>電話 : 0955-72-8609  |
| ハローワーク武雄<br>電話 : 0954-22-4155                  | ハローワーク鳥栖<br>電話 : 0942-82-3108  |
| ハローワーク鹿島<br>電話 : 0954-62-4168                  |                                |

### ○ 産業雇用安定助成金の創設

新型コロナウィルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、**出向元と出向先の双方の事業主**に対して助成する「**産業雇用安定助成金**」を創設しました。

#### 助成金の対象となる「出向」

■対象：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウィルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■範囲：雇用維持を図るために助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

#### 【その他】

・出向元と出向先が、両社と子会社の間の出向でないことで差別待遇が同一人物である企業間の出向でないことなど、再会的・経済的・組織的問題などから見て既往性が認められることが、出向先で前の人を離職させるなど、玉次出向を行っていないことなど、などの要件があります。

#### 対象事業主

①新型コロナウィルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）  
②当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

#### 助成率・助成額

##### ○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する資金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向に要する経費の一部を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の付）	12,000円／日	

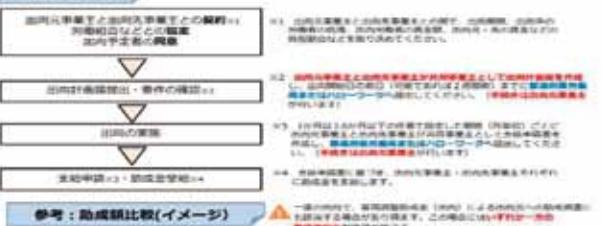
##### ○出向初期経費

就業助成料や出向契約書の整備費用。出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定期）	
支拂額（月）	各5万円／1人当たり（定期）	

出向開始日60日前の年内運営経費および1月1日以後の年内初期経費が助成対象となります。  
■出向開始日が令和3年1月1日より前の場合は、1月1日以後の年内運営経費のみ助成対象となります。

#### 受給までの流れ



#### 参考：助成額比較(イメージ)

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。	
・出向期間中の資金貸借料(出向元での賃貸料)を含まない月額	9,000円
・出向元賃借料額 3,600円	出向先賃借料額 5,400円
・出向元で賃借料額を超過する賃借料額など 3,000円	
・出向元・先ともに手当額を算入	
・出向元事業主が労働者の解雇などを行っていません	
・出向元の初期助成額は、通常の助成額より異なる場合があります。	
● 産業雇用安定助成金	
出向運営経費(出向先賃借料)	8,400円
出向先賃借料額(定期)による助成額	3,600円
合計助成額	12,000円
● (参考) 助成額比較(実績)	
出向運営経費(出向先賃借料)	8,400円
出向先賃借料額(定期)による助成額	3,600円
合計助成額	12,000円
支拂額	10/10 5,000円

▶詳しくはこちら [https://jsite.mhlw.go.jp/saga-rooudoukyoku/newpage\\_00644.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saga-rooudoukyoku/newpage_00644.html)

令和3年5月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6 年金事務所 延長相談 19時まで	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 年金事務所 延長相談 19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 年金事務所 延長相談 19時まで	18 鹿島市役所 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23 / 30	24 / 31 年金事務所 延長相談 19時まで	25 基山町役場 (予約)	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。  
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

出張相談【予約制】		予約申込先
出張相談所	開設日・相談時間	佐賀年金事務所 0952-33-6360
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

#### 予約申込先

「予約受付専用電話」

**0570-05-4890**(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**03-6631-7521**(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

## 社会保険の手続きは 便利な電子申請をご利用ください!

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、いつでも・どこでも 手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、コストが掛からないなどのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。

### 電子申請の メリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 決定通知書をパソコンから確認できます。



日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。  
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

日本年金機構 電子申請

検索



オリンピックが延期になるなど、人が多く集まるイベントは殆どが縮小中止を余儀なくされた令和2年度は将来「失われた一年」と呼ばれるのでしょうか。

暗いことばかり考えてもショウガナイので、良かったことを思い浮かべてみると、退屈な飲み会に行かなくて済んだ、休日に家に引き籠もって罪悪感がなかった、道路の渋滞が減った、手洗いを意識するようになった、マスクで不機嫌な顔を隠せた。等々、前向きに考えよう。

さあ、令和3年度の始まりです。心機一転。(山)